

お台場海浜公園水域における船舶の立入許可について

東京都港湾局臨海開発部海上公園課
管理運営計画担当 (03-5320-5579)

1 立入が許可される船舶

○「旅客不定期航路事業（※1）」の許可を得た船舶

○「人の運送をする内航不定期航路事業（※2）」の届出をした船舶

- ※1 旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に起点と終点が一一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業をいう。港内遊覧船等がこれにあたる。（海上運送法第21条）
- ※2 主に次のような事業をいう。
 - ・非旅客船（旅客定員が12人以下の船舶）により人の運送を行う事業
 - ・旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、一定の航路に就航しないもの
 - ・旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの（海上運送法第20条2項）

2 提出が必要となる書類

- ①申請書（別紙1） ②海上運送法に基づく許可書・届出の写し ③同意書（別紙2） ④利用船舶の外観の写真

3 水域に立ち入るまでの流れ

- ① [東京港管理事務所](#)に上記書類を提出し、書類の不備がなければ2週間後に以下のものを受け取ります。
 - （1）船舶の乗り入れに関する制限解除許可書【交付】（以下、「許可書」とします）
 - （2）[水域立入証](#)（目印となる登録番号入りの旗）【貸与】（以下、「旗」とします）
- ② [許可書の写しを船内に保管](#)します。
- ③お台場海浜公園に入る際、[旗を右舷後方に掲げます](#)。

4 許可書及び旗について

【旗のデザインについて】

旗は事業者が自らデザインして製作することも可能です（別紙3参照）。その際、登録番号の記載が必要となりますので、事前に東京港管理事務所 臨海地域管理課 海上公園管理担当までご相談ください。

【旗の掲示について】

旗の掲示は忘れずに行ってください。

【旗を毀損・紛失したとき】

東京港管理事務所では許可書を提示し、毀損した旗と引き換えに新しい旗を受け取ります。
紛失の場合は、紛失届を提出してください（任意様式）。

【有効期間】

[許可書と旗の有効期間は3年間](#)とします。期間満了時には旗を返還して頂くか、又は更新手続きを行ってください。

【利用船舶に変更が生じたとき・事業を廃止するとき】

海上運送法に基づく許可書・届出において利用船舶に変更が生じた場合は、改めて申請書を提出してください。
また、事業の廃止があった場合は、廃止届を提出してください。

東京都知事 小池 百合子 殿

住所
氏名 (団体名、事業者名、代理店名)

お台場海浜公園水域における船舶の乗入れに関する申請について
(都立海上公園内での行為の制限解除について)

東京都海上公園条例第 17 条第 5 号に規定する船舶の乗入れ制限について、下記のとおり解除を申請いたします。

記

- 1 場 所 東京都立お台場海浜公園
- 2 解除行為 船舶の乗入れ制限
- 3 理 由 旅客不定期航路事業に基づく航行
 人の運送をする内航不定期航路事業に基づく航行
※該当するところにレを入れてください
- 4 利用船舶 別添のとおり
- 5 連絡先 事業者名： (団体、事業者、代理店)
担当者名：
電話番号：
F A X 番号：
メールアドレス：
- 6 添付資料 旅客不定期航路事業の許可書の写し
 人の運送をする内航不定期航路事業の届出書の写し
※該当するところにレを入れてください
利用船舶の写真

別添（利用船舶）

	事業者名	運航管 理者名	船名	定員 (人)	旅客定員 (人)	総トン数 (t)	全長 (m)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

同 意 書

- (1) お台場海浜公園水域に入る際は、船舶の乗入れに関する制限解除許可書（以下「許可書」という。）を船内に保管し、東京都港湾局、指定管理者、海上保安庁及び警視庁から求められた場合は、許可書を提示すること。
- (2) また、許可書とともに貸与するA2サイズの目印の旗を、右舷後方に掲示すること。
- (3) お台場海浜公園の水域は、狭隘かつ輻輳するため、港則法、海上衝突予防法をはじめ、自己の責任において航行安全に配慮するとともに、他の船舶に迷惑のかからない航行を心がけること。なお、同水域では、お台場海浜公園水域利用事業者連絡会が「お台場水域に関する航行ルール」を定め、航行安全に努めている。
- (4) 利用者は、誤操船等により公園施設を毀損した場合は、速やかに指定管理者に報告するとともに、指定管理者の指示に従い、自己の責任で復旧すること。
- (5) 自損事故及び第三者に損害を与えた場合は、東京都港湾局及び指定管理者は何ら責任を負わないものとする。
- (6) 東京2020大会及び国や地方公共団体等が実施するイベント等の水域利用がある場合は、お台場海浜公園水域利用事業者連絡会との調整の上、立入を制限する場合がある。また、事故等があった場合においても、立入を制限する場合がある。お台場海浜公園水域内の事故については、東京都港湾局及び指定管理者は何ら責任を負わないものとする。
- (7) し尿については、東京湾小型船舶等環境保全協定（通称「エコマリン協定」）に基づく処理を行うなど、当該水域での排出を行わないこと。
- (8) 上記（1）～（7）に従わないとき、また、虚偽の申請・利用があったときは、お台場海浜公園水域における船舶の乗入れに関する許可を取り消すものとする。

お台場海浜公園水域利用の際、上記（1）～（8）を厳守するとともに、水域利用の際に生じた損失損害については、東京都港湾局並びに指定管理者に責任を追及することや損害賠償請求等を行わないことを誓約します。

記入日 年 月 日

事 業 者 名

印

運航管理者名

594mm 程度

300mm 以上

(登録番号)

例：A001

150mm 以上

420mm 程度

許可番号は黒字、番号の背景は白

事業者が自らデザインしてつくることも可能（但し、登録番号は東京都が指定する番号を記載）